

参考資料集

平成30年3月5日

高等学校等就学支援金交付金等

平成30年度予算額（案） 3,708億円（平成29年度予算額3,668億円）

| | | |
|------|------------------------|---------|
| <内訳> | 高等学校等就学支援金交付金（新制度・旧制度） | 3,678億円 |
| | 公立高等学校授業料不徴収交付金（旧制度） | 0.2億円 |
| | 高等学校等就学支援金事務費交付金 | 30億円 |

概要

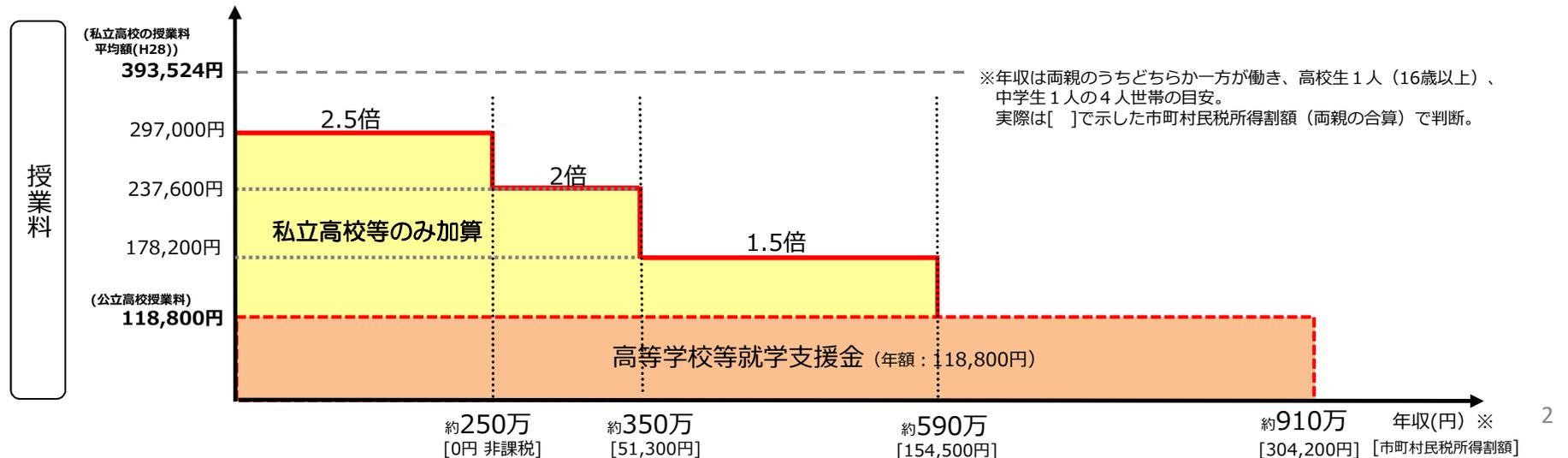
全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、高等学校等の授業料に充てるために高等学校等就学支援金を支給（学校設置者が代理受領）することで、家庭の教育費負担の軽減を図る。

◆対象となる学校種

国公立の高等学校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校（高等部）、高等専門学校（1～3年生）、専修学校高等課程、専修学校一般課程及び各種学校のうち国家資格者養成課程（中学校卒業者を入所資格とするもの）を置くもの、各種学校のうち告示指定を受けた外国人学校、海上技術学校。

◆受給資格要件として所得制限を設け、年収約910万円（市町村民税所得割額 304,200円）以上の世帯の生徒については、就学支援金を支給しない。

◆支給額は年額118,800円を上限とするが、私立高校に通う低所得世帯及び中所得世帯の生徒等については、所得に応じて59,400円～178,200円を加算して支給。



大学等の授業料減免について

| | 予算 | 人数(割合)・一人当たり減免額 | 認定基準 |
|-------------------------|---|---|--|
| 国立大学 | 350億円 (H30予算案) ※運営費交付金の内数 | 6.5万人(学部等12.0%、博士13.0%(注1)) 授業料の全額、半額又は一部を免除 ※授業料標準額は53万5800円 ※6.5万人は全額免除換算 (注1:分母は収容定員数) | 各大学において基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準 ・その他 |
| 公立大学 (短期大学含む) | 約35億円 (H28実績) ※地方財政措置を講じている | 約1.0万人(6.8%(注2))/ 平均33.3万円 (注2:分母は「学校基本調査」の学生数) | |
| 私立大学 (短期大学、高等専門学校含む) | 130億円 (H30予算案)【1/2補助】 ※私立大学等経常費補助金の内数 ※上記の他、復興特別会計 12億円の内数 | 7.1万人(3.2%)/ 平均34万円(補助額17万円) ※人数は平成30年度予算案積算 ※補助額はH28実績 | |
| 国立高等専門学校 | 約5億円(H30予算案) ※運営費交付金の内数 | 0.2万人(約10%) 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円 | 設置者である(独)国立高等 専門学校機構において、基準 を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準 |
| 公立高等専門学校 | 約0.5億円(H30予算案) ※地方財政措置を講じている | 0.03万人 授業料の全額又は半額を免除 ※授業料標準額は23万4600円 | 各高専において、基準を設定 【主な基準】 ・家計基準 ・学力基準 |
| 専門学校 | — | — | — |

国立大学の授業料減免について

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(国立大学法人における授業料減免の取扱い)

- 文部科学省令において、国立大学法人は、経済的理由により授業料等の納付が困難な者に対し、授業料等減免など経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずる旨を規定。(→全ての国立大学法人において授業料減免制度を整備)
- 具体的な授業料減免制度については、各法人の規定、基準等に基づいて判断、実施。

(参考) 国立大学等の授業料その他の費用に関する省令

第11条 国立大学法人は、経済的理由によって納付が困難であると認められる者その他のやむを得ない事情があると認められる者に対し、授業料、入学金又は寄宿料の全部若しくは一部の免除又は徴収の猶予その他の経済的負担の軽減を図るために必要な措置を講ずるものとする。

平成30年度予算案：350億円 (333億円)

※ () 書きは平成29年度予算額

意欲と能力ある学生が経済状況にかかわらず修学の機会が得られるよう、授業料免除枠を拡大。

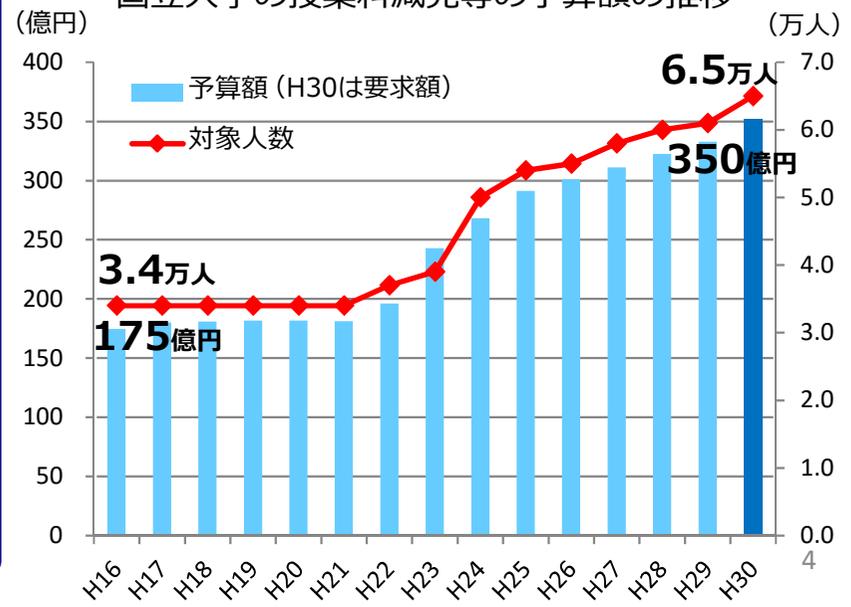
◆免除対象人数：対前年度約4千人増

平成29年度：約6万1千人 → **平成30年度：約6万5千人**

〔学部・修士：約5万6千人 → 約5万9千人
(11.3%) → (12% (0.7%増))〕

博士：約5.7千人 → 約5.9千人
(12.5%) → (13% (0.5%増))

国立大学の授業料減免等の予算額の推移



公立大学の授業料減免事業の概要

【意義】 経済的理由等により、授業料等の納付が困難である者などを対象に修学継続を容易にし、教育を受ける機会を確保する。

(公立大学における授業料減免の取扱い)

- 公立大学における国からの授業料減免措置については、地方財政措置を講じている。
- 地方交付税の算定にあたり、授業料収入の11.5%分を授業料減免等に係る欠損分として、考慮している。
- 全ての公立大学において授業料減免制度が設けられているが、実施の具体的方法については、各大学の規定、基準等に基づいて判断、実施。

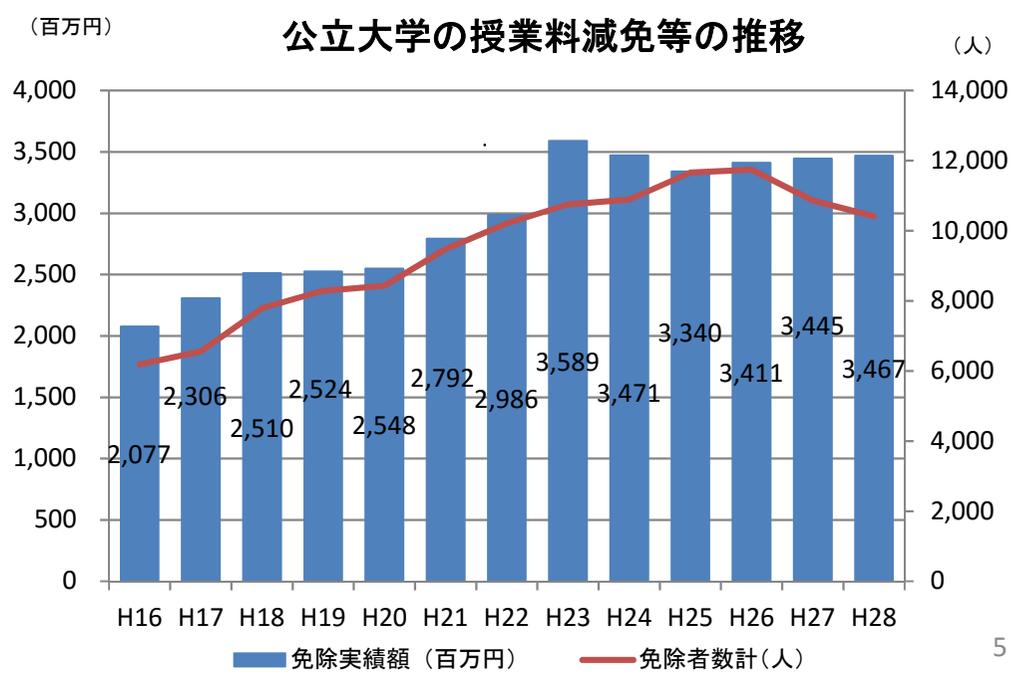
《平成28年度実績》

実績額：約35億円
(うち震災関連 約3.9億円)

免除者数：約1.0万人
 (うち震災関連 約960人)

1人当たり平均免除額：約33万3千円

(※平成28年度における授業料減免の実績額を免除者数で除した金額)



私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

平成30年度予算額(案): 130億円(102億円)

※括弧内は29年度予算額

ポイント

- 経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実し、高等教育を受ける機会保障の強化を図る。
- 減免対象人数を約1.3万人増(平成29年度:約5.8万人 → 平成30年度:約7.1万人)

支援内容

1. 授業料減免事業等支援

支援対象: 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等

配分方法: 所要経費の1/2以内で支援。

家計基準: 給与所得者841万円以下、給与所得者以外355万円以下

2. 各大学における特色ある経済的支援策

(1) 卓越した学生への経済的支援

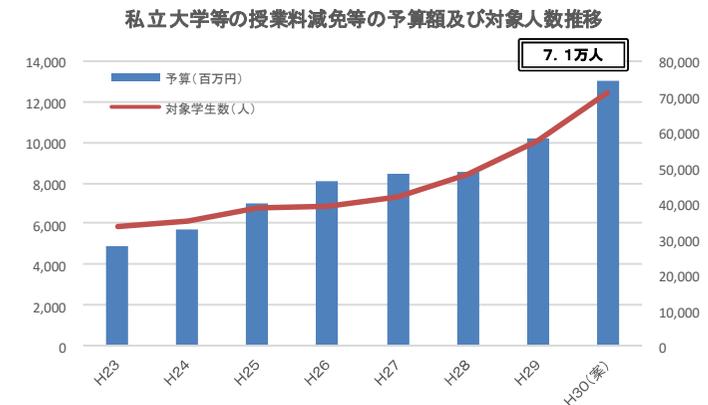
成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

(2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

(3) 産学合同スカラーシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)



※上記の他、

- ・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の支援を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)**【上記130億円の内数】**
- ・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所要経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)**【復興特別会計12億円の内数】**

大学等奨学金事業の充実

～平成29年度予算及び文部科学省給付型奨学金制度検討チームまとめ～

給付型奨学金制度の創設

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
 - ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度から先行実施。本格実施は30年度から。
- ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
 ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用



| 対象 | 私立自宅外生 | 児童養護施設退所者等 | 大学、短期大学、高専(4・5年) 専門学校(の)学生・生徒 (高校3年次に予約採用) |
|------|---|--|--|
| 給付基準 | 【学力・資質】 十分に満足できる高い学習成績を収めている 【家計】 住民税非課税世帯 | 【学力・資質】 大学等における学修に意欲があり、進学後に特に優れた学習成績を収める見込み 【家計】 - | 【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦(成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯 |
| 給付月額 | 4万円 | ①国公立3万円 ②私立4万円 | ①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 |

※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付
 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額

無利子奨学金の大幅な充実

- ✓ 非課税世帯学生について、成績基準を実質的に撤廃
給付対象者以外の進学者も、無利子奨学金の貸与対象に(約2万人)
- ✓ 貸与基準を満たしているにもかかわらず、貸与を受けられなかった者(残存適格者)を解消
予算上の制約から貸与できなかった者が約2.4万人(H28年度)
- ✓ 卒業後の所得に応じた返還月額を設定できる
所得連動返還型制度を導入 最低返還額は2千円から

予算額・対象規模

<平成29年度所要額(給付型奨学金)>

| 区分 | 給付人員 | 所要額 |
|------------|--------|-----------------------------|
| 給付型(先行実施時) | 約2800人 | 15億円 (29年度は基金として70億円を措置) |

※ 本格実施後の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

| 給付型奨学金 | 無利子奨学金 |
|-------------------------|------------------------------|
| 進学者 2万人【新規】※ (本格実施時) | 進学者 15.1万人 (平成28年度10.7万人) |

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

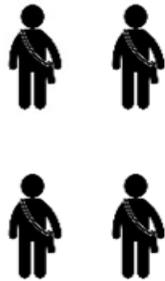
【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】
各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

現行の給付型奨学金における学力・資質要件の確認方法

生徒(非課税世帯)

高等学校等

大学等



①日本学生支援機構から推薦枠の割振り
 ②申し込みのあった非課税世帯の生徒の中から推薦枠数の範囲内で候補者を選定
 (例: 推薦枠が3枠で申込数が9人の場合、9人の生徒から3人を選定)

【推薦基準】
 日本学生支援機構が示すガイドラインに基づき、各高校等において推薦基準を作成
 (学力・資質要件)

- ・十分に満足できる高い学習成績
- ・教科以外の学校活動等で大変優れた成果、概ね満足できる学習成績 等

(留意点)

- ・学習状況の評価に加えて、進学意欲や目的、進学後の人生設計を含めて総合的に判断することが重要
- ・進学意欲や目的、進学後の人生設計を確認・評価するにあたっては、レポートの提出や面談等により本人を意欲を十分に確認



大学等進学後の学習状況等に関する要件(適格認定要件)

【学業成績】

| 区分 | 「政策パッケージ」脚注 | 給付型奨学金(現行) | 貸与型奨学金(現行) |
|----|---|--|---|
| 廃止 | 例えば、 ・警告を連続で受けたとき | 卒業延期確定 標準修得単位の1/2以下又は学校長が著しく少ないと認めた場合 | <ul style="list-style-type: none"> 【返金を求める】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由がない 【返金を求めない】 左記のうち、成業の見込みがなく、やむを得ない理由(本人の病気、事故によるけが、家族の介護、災害等)がある |
| 停止 | — | 左記のうち、成業の見込みがある ・学習意欲に欠ける(出席率が5割以下など) ・仮進級 | ・卒業延期確定又はその可能性が極めて高い ・当年度の修得単位数が皆無又は極めて少ない ・廃止に該当する者のうち成業の見込みがある |
| 警告 | 例えば、 ・1年間に取得が必要な単位数の6割以下の単位数しか取得していない ・GPAが下位4分の1に属する ※警告を連続で受けたとき、支給を打ち切る | <ul style="list-style-type: none"> ・修得単位数が少ない(標準修得単位の8割以下) ・学修の評価内容が劣っている(GPAにおいて下位2分の1) ・学習意欲が低い(出席率が8割以下など) | <ul style="list-style-type: none"> ・当年度の修得単位数が標準修得単位の2分の1以下 ・学校長が当年度の修得単位数が著しく少ないと認めた ・当年度の学修の評価内容が著しく劣っている(下位2分の1) ・学習意欲に欠ける(出席率を含む) ・仮進級 |
| 継続 | — | — | — |

【参考】適格認定実施結果(平成28年度)

| | |
|----|-------------------|
| 廃止 | 17,997人 (1.9%) |
| 停止 | 9,846人 (1.1%) |
| 警告 | 10,499人 (1.1%) |
| 合計 | 38,342人 (4.1%) |

【人物】

| 区分 | 給付型奨学金(現行) | 貸与型奨学金(現行) |
|----|--|--|
| 廃止 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当 | <ul style="list-style-type: none"> ・退学・除籍の処分を受け学籍を失った(授業料未納以外) ・学校内外の規律を著しく乱し、奨学生の資格を失わせることが適当(無期停学、1年を超える有期停学等) |
| 停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・学校内外の規律を乱し、奨学金の給付を停止することが適当である者 | <ul style="list-style-type: none"> ・停学その他の処分を受けた者(廃止に該当しない者) ・学校内外の規律を乱し、奨学金の交付を停止することが適当である者(不起訴処分の場合に限る) |
| 警告 | — | — |
| 継続 | 廃止、停止、警告に該当しない者 | 廃止、停止、警告に該当しない者 |

【経済状況】

| 区分 | 給付型奨学金(現行) | 貸与型奨学金(現行) |
|----|--|----------------------|
| 廃止 | — | ・経済状況が好転していると認められる場合 |
| 停止 | <ul style="list-style-type: none"> ・家計支持者の収入が以下のいずれかとなった場合 ・住民税所得割額(家計支持者が2人の場合はその合計額)が20万円を上回った場合 ・2年連続して住民税課税世帯となった場合 | — |
| 警告 | — | — |
| 継続 | 廃止、停止、警告に該当しない者 | 廃止、停止、警告に該当しない者 |

実務家教員に関する現行制度①

○ 大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号）（抄）

（教授の資格）

第十四条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

一 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者

三 学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、当該専門職学位の専攻分野に関する実務上の業績を有する者

六 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

（講師の資格）

第十六条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

二 その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

第四十二条の二 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。

実務家教員に関する現行制度②

○ 専門職大学設置基準（H29.9.8文部科学省令第33号）（抄）

（実務の経験等を有する専任教員）

第三十六条 前条の規定による専任教員の数のおおむね四割以上は、専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者（次項において「実務の経験等を有する専任教員」という。）とする。

2 実務の経験等を有する専任教員のうち、前項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）以上は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 大学において教授、准教授、専任の講師又は助教の経歴（外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。）のある者

二 博士の学位、修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

三 企業等に在職し、実務に係る研究上の業績を有する者

3 第一項に規定するおおむね四割の専任教員の数に二分の一を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者であっても、一年につき六単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う者で足りるものとする。

実務家教員に関する現行制度③

○ 専修学校設置基準（昭和五十一年一月十日文部省令第2号）（抄）

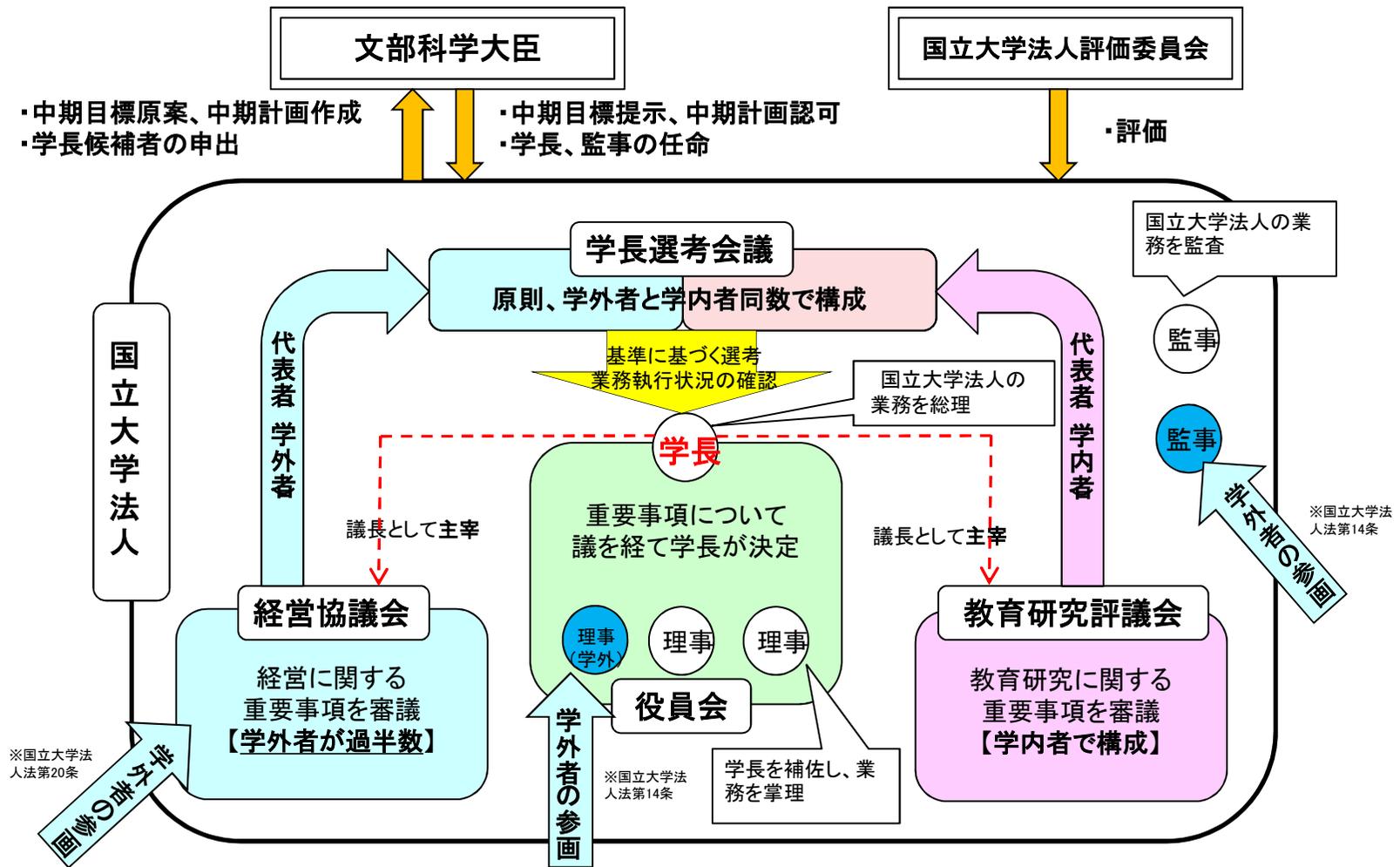
（教員の資格）

第四十一条

専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等（以下「学校、研究所等」という。）においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者。）において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度①



国立大学法人の学外者の参画に係る現行制度②

○ 国立大学法人法（平成十五年七月十六日法律第百十二号）（抄）

第十四条 学長又は文部科学大臣は、それぞれ理事又は監事を任命するに当たっては、その任命の際現に当該国立大学法人の役員又は職員でない者が含まれるようにしなければならない。

（経営協議会）

第二十条 国立大学法人に、国立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

2 経営協議会は、次に掲げる委員で組織する。

一 学長

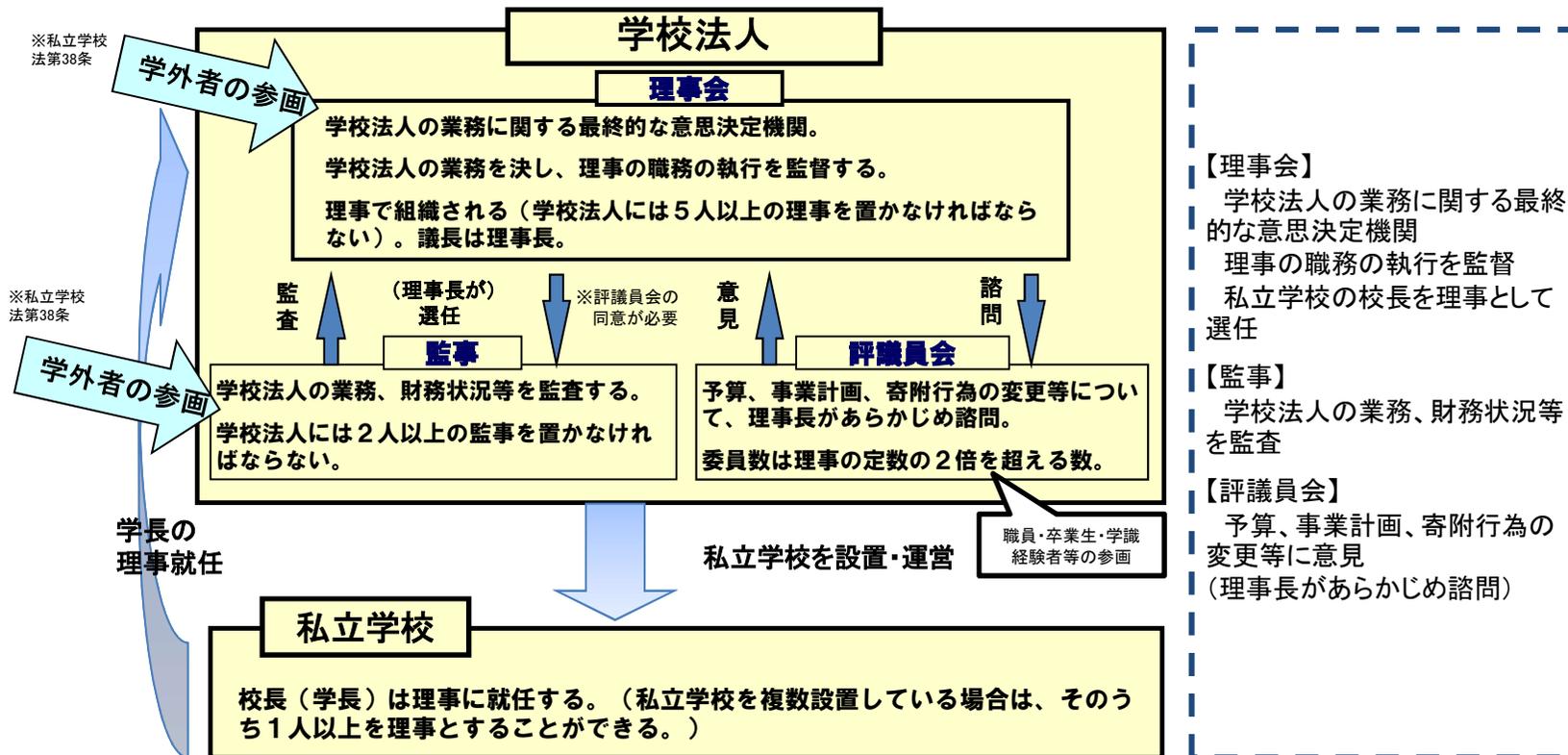
二 学長が指名する理事及び職員

三 当該国立大学法人の役員又は職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有するもののうちから、次条第一項に規定する教育研究評議会の意見を聴いて学長が任命するもの

3 経営協議会の委員の過半数は、前項第三号の委員でなければならない。

学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度①

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である**理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



学校法人(私立学校)の学外者の参画に係る現行制度②

○ 私立学校法（昭和二十四年十二月十五日法律第二百七十号）（抄）

（役員を選任）

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の設置する私立学校の校長(学長及び園長を含む。以下同じ。)
 - 二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)
 - 三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。
- 6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

（評議員を選任）

第四十四条 評議員となる者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 当該学校法人の職員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 二 当該学校法人の設置する私立学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者
- 三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年五月二十三日文部省令第十一号）（抄）

第七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

- 一 大学の教育研究上の目的及び第六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること
 - 二 教育研究上の基本組織に関すること
 - 三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - 四 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - 五 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - 六 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること
 - 七 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - 八 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - 九 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること
- 2 大学は、前項各号に掲げる事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。

○ 大学設置基準（昭和三十一年十月二十二日文部省令第二十八号）（抄）

第25条の2 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の計画をあらかじめ明示するものとする。

- 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

財務・経営情報の開示に関する現行制度

- 独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）※国立大学法人法第35条において準用

（財務諸表等）

第三十八条 独立行政法人は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 独立行政法人は、前項の規定により財務諸表を主務大臣に提出するときは、これに主務省令で定めるところにより作成した当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書並びに財務諸表及び決算報告書に関する監査報告（次条第一項の規定により会計監査人の監査を受けなければならない独立行政法人にあっては、監査報告及び会計監査報告。以下同じ。）を添付しなければならない。

3 独立行政法人は、第一項の規定による主務大臣の承認を受けたときは、遅滞なく、財務諸表を官報に公告し、かつ、財務諸表並びに前項の事業報告書、決算報告書及び監査報告を、各事務所に備えて置き、主務省令で定める期間、一般の閲覧に供しなければならない。

4 独立行政法人は、第一項の附属明細書その他主務省令で定める書類については、前項の規定による公告に代えて、次に掲げる方法のいずれかにより公告することができる。

一 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法

二 電子公告（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって総務省令で定めるものにより不特定多数の者が公告すべき内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって総務省令で定めるものをとる公告の方法をいう。次項において同じ。）

- 私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）（抄）

（財産目録等の備付け及び閲覧）

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書（第六十六条第四号において「財産目録等」という。）を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

中央教育審議会大学分科会将来構想部会
「今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理」における関連の記述

| 新しい政策パッケージ (支援措置の対象となる大学等の要件) | 今後の高等教育の将来像の提示に向けた論点整理 |
|----------------------------------|--|
| ①実務経験のある教員による科目の配置 | <p>①実務経験のある教員による科目の配置 多様な分野の教育研究を進めていくためには、多様な教員が必要となる。今後は、学部・学科等の枠を超えて教員が共同で教育研究を行えるような仕組みを構築するとともに、<u>学外資源の活用という観点から実務家や、多様な視点からの教育研究という観点から若手、女性など様々な人材が教員として登用できるような制度等の在り方を検討</u>する必要がある。</p> <p><具体的な方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 数的、時間的に制約のある実務家の参画を得やすくする観点から、大学学部段階においても、専門職大学院等で既に認められている「みなし専任教員」の制度を導入するなどの方策を検討してはどうか。 ○ 大学等のカリキュラム改善のプロセスに、<u>実務家等の学外の人的資源を参画させること</u>を促してはどうか。 |
| ②外部人材の理事への任命が一定の割合を超えていること | <p>②外部人材の理事への任命 多様な人材の活用によって大学等の経営力を強化していく観点から<u>学外理事等を少なくとも複数名置くなど一定割合以上配置すること</u>や、学外理事等に期待する役割を明確化する取組を進める必要がある。</p> |
| ③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表していること | <p>③成績評価基準を定めるなど厳格な成績管理を実施・公表 <u>大学教育の質の保証</u>については、これまでの累次の中教審等の答申で提言が行われ、文部科学省の事業を活用するなどして積極的に改善の努力を行っている大学があるのも事実であるが、こうした大学と改善の努力が不十分な大学とに二極化しているのではないかという指摘もあり、<u>大学全体として十分な信頼が得られているとは言い難い。…質保証と情報公開の具体的な方策について引き続き検討</u>していくことが必要。</p> <p><具体的な方策></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>学修に関する評価の厳格な運用という観点から、GPA活用の留意点や好事例について示す必要</u>があるのではないか。 ○ 各大学において、三つの方針に照らして、<u>個々の学生が習得した知識及び能力の状況や、学生の学修に係る意識及び行動を把握し、その全体的な状況を公表することが必要</u>ではないか。国としても必要な情報の把握や公表について一定の指針を示すべきではないか。(学修時間、GPA、退学率、就職率、資格取得、アセスメントテスト、ルーブリック、ポートフォリオ、学生の成長実感、満足度調査、卒業生への評価の把握など)その際、公表の在り方については、大学ポートレートの活用も含めて検討してはどうか。 |

専修学校の概要

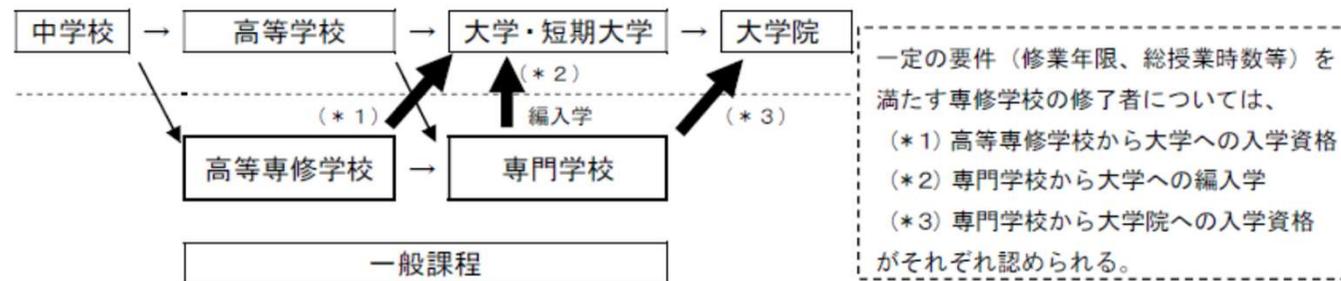
(参考)

1. 目的、課程及び主な要件

| | | | |
|----|--|--|-------------------------|
| 目的 | 職業若しくは实际生活に必要な能力を育成し、又は教養の向上を図る。(学校教育法第124条) | | |
| 要件 | 修業年限1年以上、年間授業時間数800時間以上、常時40人以上の在学生 等 | | |
| 課程 | 高等課程(高等専修学校) 入学資格:中学校卒以上 | 専門課程(専門学校) 入学資格:高校・高等専修学校 (3年制)卒以上 | 一般課程 入学資格:限定なし(学歴不問) |

上記のほか、教員の数、校地及び校舎の面積、設備、教育課程の編成等について、文部科学大臣が定める専修学校設置基準を満たす必要がある。

2. 他の高等教育機関との関係



3. 設置・認可

| | 国立 | 公立 | 私立 (様々な主体により設置が可能) |
|----|-----------------|---------------------------|---|
| 設置 | 国 (国立大学法人含む) | 地方公共団体 | 例) 学校法人、準学校法人、 財団法人、社団法人、 その他の法人、個人 |
| 認可 | — | 市町村立については都道府 県教育委員会(※) | 都道府県知事 |

※ 都道府県立の専修学校は認可が不要。

(参考)

○学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)(抄)

第127条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

- 一 専修学校を経営するために必要な経済的基礎を有すること。
- 二 設置者(設置者が法人である場合にあっては、その経営を担当する当該法人の役員とする。次号において同じ。)が専修学校を経営するために必要な知識又は経験を有すること。
- 三 設置者が社会的信望を有すること。

実務家教員に関する現行制度 (専門学校)

○ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（教員の資格）

第四十一条 専修学校の専門課程の教員は、次の各号の一に該当する者でその担当する教育に関し、専門的な知識、技術、技能等を有するものでなければならない。

- 一 専修学校の専門課程を修了した後、学校、専修学校、各種学校、研究所、病院、工場等(以下「学校、研究所等」という。)においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者であつて、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者
- 二 学士の学位を有する者にあつては二年以上、短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者にあつては四年以上、学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者
- 三 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む学校、研究所等においてその担当する教育に関する教育、研究又は技術に関する業務に従事した者。)において二年以上主幹教諭、指導教諭又は教諭の経験のある者
- 四 修士の学位又は学位規則(昭和二十八年文部省令第九号)第五条の二に規定する専門職学位を有する者
- 五 特定の分野について、特に優れた知識、技術、技能及び経験を有する者
- 六 その他前各号に掲げる者と同等以上の能力があると認められる者

厳格な成績管理の実施・公表に関する現行制度 (専門学校)

○ 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）（抄）

第八十三条の二 専修学校設置基準第三条第一項の規定により置かれる専修学校の学科のうち、同令第四条第一項に規定する昼間学科及び夜間等学科においては、学年による教育課程の区分を設け、各学年ごとに、当該学年における生徒の平素の成績を評価して、当該学年の課程の修了の認定を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する学科においては、教育上有益と認めるときは、学年による教育課程の区分を設けないことができる。

○ 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（昼間学科及び夜間等学科における全課程の修了要件）

第十七条 昼間学科における全課程の修了の要件は、八百単位時間に修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の授業科目を履修することとする。

2 夜間等学科における全課程の修了の要件は、四百五十単位時間に修業年限の年数を乗じて得た授業時数（当該授業時数が八百単位時間を下回る場合にあつては、八百単位時間）以上の授業科目を履修することとする。

情報の公開(公表・提供)に関する現行制度 (専門学校)

■ 専門学校

学校教育法の規定

第43条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。
(第133条で専修学校に準用)

専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン (平成25年3月文部科学省生涯学習政策局)

(提供する情報の項目例として例示)

- ① 学校の概要、目標及び計画(教育・人材養成目標や指導計画、経営方針、校長名、所在地、沿革 その他諸活動(防災・保健)等)
- ② 各学科(コース)等の教育(入学受入れ方針、入学者数・収容定員、在学生数、カリキュラム、成績評価基準、卒業・修了の認定基準、資格取得・検定試験合格等の実績、卒業者数、卒業後の進路 等)
- ③ 教職員(教職員数(職名別)、教職員組織、教職員の研修・研究活動等、教員専門性(職務上の実績))
- ④ キャリア教育・実践的職業教育(キャリア教育や実習・実技の取組状況、就職支援等への取組支援)
- ⑤ 様々な教育活動・教育環境(学校行事、部活動等の課外活動)
- ⑥ 学生の生活支援(学生支援への取組状況、生活上の諸問題の状況及びその対処・指導の状況、留学生・障害者等への学生支援)
- ⑦ 学生納付金・就学支援(学生納付金、経済的支援措置の内容等)
- ⑧ 学校の財務(事業報告書、貸借対照表、収支決算書、監査報告書)
- ⑨ 学校評価(自己評価・学校関係者評価の結果、改善方策)
- ⑩ 国際連携の状況(※)(留学生の受入れ・派遣状況、外国の学校等との交流状況)
- ⑪ その他(※)(学則、学校運営の状況に関するその他の情報)

(※)は任意

◆ 広く一般社会に向けて提供すべき情報については、各学校のホームページに掲載するなど、誰もが比較的容易にアクセスすることが可能な方法により公表を行うことが求められる。

情報の公開(公表・提供)に関する現行制度 (大学)

■大学

学校教育法の規定

第113条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

学校教育法施行規則(第172条の2)

- ① 大学の教育研究上の目的、卒業認定・教育課程編成・入学受入れ方針(学部、学科、課程等ごと)
 - ② 教育研究上の基本組織(学部名称等)
 - ③ 教員組織、教員数(男女別、職別)、教員の保有学位・業績
 - ④ 入学者数、収容定員、在学生数、卒業・修了者数、卒業後の進路(進学者数、就職者数、主な就職分野)
 - ⑤ 授業科目の名称、授業の方法・内容、年間授業計画
 - ⑥ 学修成果の評価の基準、卒業・修了認定の基準
 - ⑦ 校地、校舎等の施設・設備その他教育研究環境(キャンパス概要、課外活動の状況等)
 - ⑧ 授業料、入学料その他の費用徴収、寄宿舍・学生寮の費用、施設利用料等
 - ⑨ 学生の修学、進路選択、心身の健康等の支援(留学生支援、障害者支援等の学生支援を含む)
 - 教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報(公表は努力義務)
- ◆ 情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。

※大学における自己点検・評価結果は別の法令で公表義務を規定
(学校教育法第109条)

専門学校における学校評価

| | 専門学校 | 職業実践専門課程 |
|---------|------------------------------|---|
| 自己評価 | 義務 (学校教育法133条、同施行規則66条) | 同左 |
| 学校関係者評価 | 努力義務 (学校教育法133条、同施行規則67条) | 認定要件 (専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学大臣告示133号)) |
| 第三者評価 | — | <p>◆「これからの専修学校教育の振興のあり方について」(報告)(平成29年3月)(※抜粋)</p> <p>「【職業実践専門課程を基軸とした質保証・向上の更なる充実】</p> <p>(中期的課題) 職業実践専門課程の質保証・向上の観点からは、認定後の取組充実の状況を確認し、促進する枠組として、第三者評価は、学校における内部質保証を前提にしたものとするとともに、学修成果をより意識した、専修学校の特色・強みを生かした、<u>実効性のある第三者評価システムを構築していくことが望まれる。</u>」</p> |

専門学校における職業教育の充実 「職業実践専門課程」の文部科学大臣認定制度

平成23年1月 中央教育審議会「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」答申

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- 高等教育における職業教育を充実させるための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
⇒ 新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討。

平成25年7月 「専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議」報告

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定する。

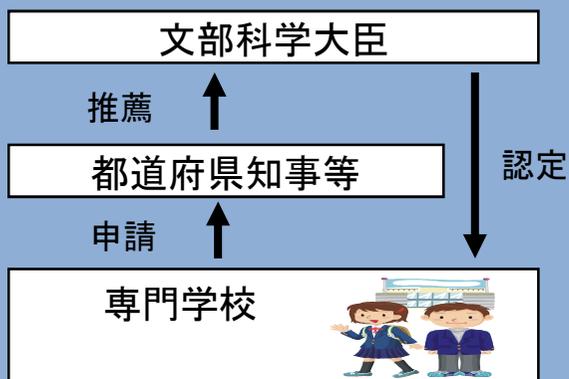
⇒平成25年8月 「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号)」を公布・施行

⇒平成26年3月31日 「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定された学科がスタート

平成29年3月 これからの専修学校教育の振興のあり方について(報告)

職業実践専門課程は、**教育の高度化と改革を目指す専門学校の取組の枠組**として位置づける。

認定要件等



- 認定要件 -

- 修業年限が2年以上
- 企業等と連携体制を確保して、授業科目等の教育課程を編成
- 企業等と連携して、演習・実習等を実施
- 総授業時数が1700時間以上または総単位数が62単位以上
- 企業等と連携して、教員に対し、実務に関する研修を組織的に実施
- 企業等と連携して、学校関係者評価と情報公開を実施

企業等との
「組織的連携」

取組の
「見える化」

大学・短大・高専・専修学校の学校数・学生数

(参考)

| | 大学 | | | | | | | 短大 | | | | | |
|------|-----|---------|-----------|-----|-------|--------|------------------|-----|---------|-------|-----|-------|----------------|
| | 学校数 | 学生数 | | | | | | 学校数 | 学生数 | | | | |
| | | 大学院 | 学部 | 専攻科 | 別科 | その他 | 計 | | 本科 | 専攻科 | 別科 | その他 | 計 |
| 国立 | 86 | 151,711 | 441,921 | 343 | 311 | 15,187 | 609,473 | - | - | - | - | - | - |
| 公立 | 90 | 16,091 | 133,757 | 106 | 66 | 2,911 | 152,931 | 17 | 6,499 | 116 | - | 55 | 6,670 |
| 私立 | 604 | 83,089 | 2,006,992 | 444 | 4,335 | 33,616 | 2,128,476 | 320 | 113,229 | 1,891 | 353 | 1,806 | 117,279 |
| 計 | 780 | 250,891 | 2,582,670 | 893 | 4,712 | 51,714 | 2,890,880 | 337 | 119,728 | 2,007 | 353 | 1,861 | 123,949 |
| うち夜間 | 94 | 4,634 | 19,798 | 8 | 12 | 1,937 | 26,389 | 12 | 1,696 | - | - | 356 | 2,052 |
| 通信 | 53 | 8,578 | 161,849 | - | 326 | 46,147 | 216,900 | 11 | 20,470 | 155 | 44 | 1,837 | 22,506 |

| | 高専 | | | | | 専修学校 | | | | 合計 | |
|------|-----|-----------|-------|-----|---------------|----------------|--------|---------|--------|----------------|------------------|
| | 学校数 | 学生数 | | | | 学校数 | 学生数 | | | | |
| | | 本科(4～5年次) | 専攻科 | その他 | 計 | | 高等課程 | 専門課程 | 一般課程 | | 計 |
| 国立 | 51 | 48,630 | 2,947 | 55 | 51,632 | 9 | 14 | 369 | - | 383 | 661,488 |
| 公立 | 3 | 3,556 | 186 | - | 3,742 | 188 | 482 | 24,755 | 3 | 25,240 | 188,583 |
| 私立 | 3 | 2,172 | 55 | - | 2,227 | 2,975 | 37,089 | 563,099 | 29,443 | 629,631 | 2,877,613 |
| 計 | 57 | 54,358 | 3,188 | 55 | 57,601 | 3,172 | 37,585 | 588,223 | 29,446 | 655,254 | 3,727,684 |
| うち夜間 | - | - | - | - | - | 844学科/9,651学科中 | 879 | 27,591 | 654 | 29,124 | 57,565 |
| 通信 | - | - | - | - | - | | 318 | 1,073 | 224 | 1,615 | 241,021 |

※大学、短大別科の通信課程については、大学資格を有しない者又は大学卒業資格の取得を希望しない者で、数科目または特定の学科の全科目を履修する者
 ※その他は科目等履修生、聴講生、研究生など
 出典：平成29年度学校基本統計